

香川県電子納品要領への意見提言について

対象書類名	頁	意見・提言	理由	見解
電子納品・情報共有運用ガイドライン(素案)	6	5 の付与位置 施工計画書(工程表含む) に付与すべき	計画着手時の再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書はもともと”施工計画書”に記載されるものであるため。 ここで細目明示したのは、再生資源利用計画書(実施書)(建設資材を搬入する場合)および再生資源利用促進計画書(実施書)(建設副産物を搬出した場合)を”PLAN”フォルダに格納することを示しているのではないか。	記載しているのは「理由」のとおりです。表現を修正します。
	7, 8	・特記仕様書 ”電子納品チェックシステム”によりエラーなしを確認を義務付けしている。ここで、”電子納品チェックシステム”の定義は何か？また、P25で県職員が使用する”電子納品チェックシステム”は公開しないのか？	P25の検査フローで受注者側から成果品提出時にあらかじめ要領基準整合チェックを実施したものを調査職員又は工事監督員に提出しないとCDの無駄です。 また何度も土木事務所に外向く必要が生じてしまいコスト増となります。	「電子納品チェックシステム」構文チェック(フォルダ構成・ファイル名・管理項目XMLチェック)、禁則文字チェック及びCAD製図基準(案)適合チェックを行う民間市販のソフト。県職員が使用するシステムは公開しない予定。国土交通省等、国との違いは、図面がSFC + DWGであること。写真管理項目の「工種」「種別」「細別」が必須であることが主なところ。 ・国交省のチェックシステムはsfc否対応ですが、民間ソフトではp21に加えてsfcのチェック機能を有するものがあります。CAD製図基準(案)適合チェックはこれによることを想定しています。また、p21で作成・チェック後にSFC変換することも考えられます。DWGについてはノーチェックとします。(sfc側でのチェックを前提として) 写真管理項目の必須入力チェックは民間チェックシステムでは難しいと考えられますが、事前協議チェックシート及び検査前協議などの運用上のチェックで対応したいと考えています。
	9,10	・発注図面 完成図面の取扱い P.10で、発注図面には、発注対象箇所を”CDCRHCH9”レイヤにて網掛けするとなっている。完成図面においてはこのCDCRHCH9レイヤは削除しておくのか？さわらずに非表示としてデータは残しておくのか？対応をP18,19で明記して欲しい。	完成図面(出来形寸法図)としては、発注図の施工対象網掛けは不要である。(保管データ容量の削減を図るため)	削除することをガイドラインで明記します。

香川県電子納品要領への意見提言について

対象書類名	頁	意見・提言	理由	見解
	9	<p>・発注図面データの加工についてワークフローを添付してはいいか？                      (参照)国のガイドライン  <a href="http://www.nilim-ed.jp/calsec/rule/guide-m1.pdf#page=47">http://www.nilim-ed.jp/calsec/rule/guide-m1.pdf#page=47</a></p>	<p>・発注図を作成するときにも、sxfブラウザで適正に変換されているか確認するようなフローを明示して欲しい。</p>	<p>対応します。</p>
	17	<p>・電子納品対象書類--図面ファイル                      "SXF(SFC)形式"のみでよいのではないか？                      原則2002以前dwgの提出は不要ではないか。</p>	<p>確認して、適正に変換されたことを確認後に納品されるのであるから、2種類のデータを納品させる必要はないのではないか。また、保管管理するデータ容量も2倍になり不経済である。                      ・AUTOCAD2002以前のデータからは適正なsxf変換は仕様上、無理です。もし発注者が2002以前のdwgを基に発注図を作成するとsxfは適正に変換されない可能性がありますので注意が必要です。</p>	<p>基本はSXF(SFC)と考えていますが、SXFの互換性については、未だに不十分な点があると認識しています。DWGはこのリスクを少しでも回避するために定義しているものです。今後、SXF(sfc)形式のみで十分な互換があると確認される場合はSFCのみにすることを前提としています。</p>
	17	<p>追記してはどうでしょうか？                      【報告書オリジナルファイルは、原則として「.doc 形式 (MS-Word)」又は「.xls 形式 (MS-Excel)」とする。ファイルバージョンは「97～2002」とする。】</p> <p>【報告書オリジナルファイルは、原則として「.doc 形式 (MS-Word)」又は「.xls 形式 (MS-Excel)」とする。ファイルバージョンは「97～2002」とする。                      但し、上記以外のファイルを使用する場合は、発注者了解を得て使用する。その場合は、管理ファイルにソフト名及びバージョン名を必ず明記する。】</p>	<p>オリジナルファイル作成においては、「.doc 形式 (MS-Word)」又は「.xls 形式 (MS-Excel)」以外を使用する 경우가多々ある為。                      ・イラストレーター (.ai)                      ・ビジオ (.vsd)                      等</p>	<p>事前協議チェックシートで、オリジナルファイルのソフト名、バージョン名を記入・確認します。ガイドラインへの追記を検討。</p>

香川県電子納品要領への意見提言について

対象書類名	頁	意見・提言	理由	見解
	17	PCの関係があるとの事でしたが、土木だけでもPDFファイル容量を1ファイル当たり10MBとしてはどうでしょうか？	国交省四国地整や高知県等においても10MBで運用している。 又、しおりのリンク設定工数も単純計算で2倍以上必要となる為コスト増になるため。	原則を10MBとし、協議により5MBとする方向で検討します。
	17	・電子納品対象書類--測量データ CADデータは公共測量作業規程で拡張DMを提出を義務付けている。 公共測量作業規程との整合は如何？	建設情報標準化推進計画 ～第二次建設情報標準化推進三箇年計画～ <a href="http://www.jacic.or.jp/hyojun/suishin-2.pdf#page=42">http://www.jacic.or.jp/hyojun/suishin-2.pdf#page=42</a> にも測量成果としてはcadを求めている。将来のGISの整備を考慮する必要がないか？	香川県の公共測量作業規定では、拡張DMを定義していません。また、市販のCADソフトで拡張DM対応予定を確認したところ「平成17年度中(予定)」という回答が多く、現段階では、拡張DMで測量設計のフェーズ間利用が難しいと判断しています。拡張DMに限定して、実作業が可能でしょうか？ ( 現段階では拡張DMに限定しての実作業は困難。)
	21	"DWG形式"について"基準外のファイル形式"としてエラー表示される場合がある。  "DWG形式"および"SFC形式"について"基準外のファイル形式"としてエラー表示される場合がある。	国土交通省のチェックシステムの場合、p21形式以外はエラーとなります。ポイントで記載しているsxfのみとあるがsfcではエラーとなります。 (別シート:図面チェックシート 参照)	修正します。
	21	でオリジナルがDWG以外の場合はDWG変換データとあるのは不適切。 Jwcadユーザーなど事前協議でオリジナルデータをdxfと協議することが出来なくなる。	オリジナルデータは原則DWGであり、原則以外のDXFなどへの対応はどのように考えているか？	ガイドラインは修正します。CADデータについては、基本をSFCと考えています。ただし、SXF検定合格CADについても、SXF相互の誤変換が確認されており、その場合の担保が必要と考えています。また、測量調査設計施工の各フェーズ間でのデータ流通が、データ変換精度と利用可能率を確保する観点から、現段階で最も現実的なファイル形式として原則dwgを併用することとしています。原則以外に提出可能なファイル形式は、「p21」「dxf」とし、「jwc」は対象外とする予定です。(JWユーザーはSXF及びDXFへの変換後に提出となります。)dxfは高確率で誤変換があるため、線図レベルの担保と考えており、実用性から推奨はしない考えです。

香川県電子納品要領への意見提言について

対象書類名	頁	意見・提言	理由	見解
	21	CAD図面データの納品について 納品時の留意点としてデータの正当性についての記載をしてはどうか？ (参照)国のガイドライン <a href="http://www.nilim-ed.jp/calsec/rule/guide-m1.pdf#page=32">http://www.nilim-ed.jp/calsec/rule/guide-m1.pdf#page=32</a>	-	県ガイドライン素案p.21のフロー内で「ビューアで目視確認」のフェーズを入れていますが、その意義を理解して頂く観点での記載というご提案かと思えます。同p21にポイントを記載していますが、記載方法を検討します。
	21	・施工段階のCADデータについて  工事においては設計変更についての取扱いを明示しておくことが望まれます。 (参照)国のガイドライン <a href="http://www.nilim-ed.jp/calsec/rule/guide-m1.pdf#page=56">http://www.nilim-ed.jp/calsec/rule/guide-m1.pdf#page=56</a>	-	明示する方向で調整します。
	22	CDラベル 建築要領と土木要領で"押印欄"形式が異なる。統一してほしい。	-	統一する方向で調整します。
	-	・PDF作成について 建築設計基準では、しおりを作成している場合は、ページ番号を省略しても良い”となっているが、土木設計でもページ番号の省略を認めて欲しい。	コスト縮減のため	報告書については、協議時にページ番号参照によることが多いため、省略は認めない方針です。

## 共通工

### Q 1 : 電子媒体貼付情報フォーマット

電子媒体（CD-R）貼付情報フォーマットが、国土交通省と異なりますが、香川県基準（案）ラベルフォーマット（電子データ）は作成されるのでしょうか？

受注者が、独自に作成すれば良いのでしょうか？

ラベル作成ソフト・ファイルは様々な形式があるため、独自に作成してください。標準化が可能であれば、県ホームページへの掲載を検討します。

### Q 2 : 提出物の区別

電子化しない書類、紙の提出が義務付けられた書類（図面）などはその都度発注者担当に確認すればよろしいのでしょうか？或いは、香川県基準（案）で、条件明示されるのでしょうか？

ガイドライン(案)で明示します（素案でも出しています）。基本的にコンサルタント業務成果は全て電子化、工事は写真、図面、情報共有システム上で交わされた協議文書は電子化で、他は紙としています。

### Q 3 : 検査用報告書の提出形態

素案では、成果検査用の紙面提出に際し、「報告書を印刷し、チューブファイルに綴じる。」と記述されておりますが、提出形態は「チューブファイル」に限定でしょうか？「エイナーファイル」は、認めないのでしょうか？

今までの金文字・黒表紙の手間・コストを少しでも低減したいという趣旨ですので、ファイルの種類は限定しません。「チューブファイル等」の表現に修正します。

### Q 4 : 電子データの借用

災害などで、電子データが消失した場合などは納品済みの電子データ（CD-R）の借用は可能でしょうか？

災害等、原因が明確な場合は可能と思われます。運用方法は特別定め

ませんが、常識の範囲で担当者協議を行っていただきたいと考えます。  
ただし、通常時の都度対応はできません。

## 報告書ファイル

### Q 1 : 報告書ファイル ( 打ち合わせ簿 ) の取扱い

素案では、「情報共有システムを介して受発注者間で発議・決議したものを P D F 形式にして報告書ファイルに含めること。」とあります。

「情報共有システム」の使用は、発注者担当との協議により最終決定するのでしょうか、「情報共有システム」を使用しない場合とは、どのような場合を想定されているのでしょうか？

情報共有システムの使用は特記仕様書で明記しますが、最終的には事前協議時に決定します。

情報共有システムは、受発注者ともに相互利用することがキーとなりますので、当然ながら、どちらかがシステム利用不可能な状態の場合は使用できません。原因はリテラシーの問題や P C ・ネットワーク環境の問題などが考えられます。

### Q 2 : 報告書ファイル ( 設計計算書 ) の取扱い

設計計算書は、オリジナルファイル及び P D F ファイルの両方が必要でしょうか？

設計計算書は、通常アプリケーションソフト使用のため電子データが P D F ファイルとなり、橋梁構造物計算書であれば、数百頁にもなりません。

コンバートソフトを使用すれば、word などへの電子データ変換が可能となりますが、使用目的は閲覧でありその必要性は無いと思われるので、P D F ファイルのみ電子媒体に書き込めば良いと思いますが如何でしょうか？

アプリケーションソフトを利用した数量計算書も同様となります。

オリジナルファイルの必要性は、閲覧・バックアップ担保・申請手続

き資料用データなどです。

設計計算書の特性から、閲覧はPDFで可能であり、また、申請手続きに利用することは無いと考えられます。残るはバックアップの担保であり、この場合、コンバートソフトでWordに変換するとバックアップの意味を成さないため、Word変換は不要です。事前協議チェックシートで、オリジナルファイルの形式を「規定外（要協議）形式」に記入し、事前協議する必要があると思われる。ただ、県としては、担当者によって可否のばらつきが生じないように、「規定外（要協議）形式」欄の記入を許した（記入可能としている）対象については拒否しないことの徹底を図る必要があるため、チェックシートに注意書きするなどの工夫をしたいと考えます。

#### Q3：報告書ファイルの頁番号

報告書ファイルの頁番号は、オリジナルファイル及びPDFファイル両方に必要でしょうか？

また成果検査用に納品する報告書ファイルには、頁番号が必要でしょうか？

利用形態から、オリジナルファイルには頁番号が不要でPDFファイルのみ頁番号がついておれば良いと思いますが如何でしょうか？

ご指摘のとおり、PDFのみについていけば可とします。検査用の報告書（紙面）の頁番号は必要です。

#### Q4：報告書添付CADファイル形式

オリジナルフォルダーに格納する報告書添付CADファイル形式は、各社使用CADファイル形式のままで良いのでしょうか？

図面オリジナルファイル同様に、「DWG」形式に変換しなければならないのでしょうか？

或いは、オリジナルファイルを使用する場合を考えるとPDF形式とすれば良いのでしょうか？

Q2にもあるように、オリジナルファイルの利用は3点程ありますが、報告書上の図面データについては、バックアップの観点から見ると各社使用のCADファイル形式で可です。しかし、独自CADデータについ

でも、そのもののバージョン互換保障が無いため、SFCまたはDWGでの保存が安全かと思われま。また、他の申請手続き用に使用する場合は、県側での加工を伴うことも想定されますので、CAD製図基準(案)に則ったファイル形式が理想です。CAD製図基準(案)と同一形式(SFCまたはDWG)での対応が可能でしょうか？(可能)

#### Q5：チェックシステムについて

チェックシステムは、国土交通省対応のため香川県基準(案)(国土交通省と異なる独自運用項目)には、対応不可と思われま。

香川県基準(案)チェックシステムを作成する予定はないのでしょうか？その場合あくまで手作業でチェックを実施するしか無いのでしょうか？

香川県(発注者)が使用するチェックシステムが、国土交通省対応であれば香川県独自運用項目のチェックは、どのように実施されるのでしょうか？

検査後修正の必要がある場合は、どのような方法で連絡頂けるのでしょうか？(図面ファイルについても同様です。)

県職員が使用するシステムは公開しない予定です。国土交通省等、国との違いは、図面がSFC+DWGであること。写真管理項目の「工種」「種別」「細別」が必須であることが主なところだ。

・国交省のチェックシステムはsfc非対応ですが、民間ソフトではsfcのチェック機能を有するものもあります。CAD製図基準(案)適合チェックはこれによることを想定しています。DWGについてはノーチェックとします。(sfc側でのチェックを前提として)

・写真管理項目の必須入力チェックは民間チェックシステムでは難しいと考えられまますが、事前協議チェックシート及び検査前協議などの運用上のチェックで対応したいと考えています。

修正の必要がある事項は、一覧を電子データに出力し、情報共有システム(又は協議によりe-mail、fax)で送付する予定です。

現在、国土交通省に対して、SFCに対するチェックと必須・任意項目の選択機能を付加して欲しいという旨の要望をしています。

#### 図面ファイル

#### Q1：線種の扱い

「CAD製図基準(案) 国土交通省」では、点線が弾力的運用とな

っていますが香川県基準（案）では、どのような扱いになるのでしょうか？

「土木製図基準（平成15年小改訂版）線の種類と用途」でも点線について記述されないため、香川県基準（案）では採用しないのでしょうか？  
或いは、CAD製図基準（案）同様弾力的運用とするのでしょうか？

弾力的運用とは、適宜発注者担当との協議により決定し採用をとり決めるのでしょうか？（弾力的運用の定義・条件を香川県基準（案）で、記述して頂ければ幸いです。）

具体的に点線の使用の必要がある場合とは、どのような種類の図面の場合があるのでしょうか？

当面、弾力的運用としたいと考えています。線種については、CAD製図基準（案）、土木CAD製図基準（案）にあるとおり「実線」「破線」「一点鎖線」「二点鎖線」を用いることが基本となり、線種が不足する具体的な対象の情報蓄積がなされない限り、香川県基準で謳うことは難しいと考えます。ただ、協議をスムーズに実施するため、事前協議チェックシートに「点線使用の有無（予定）」の項目を追加することを検討します。

## Q2：線の太さ

「CAD製図基準（案）国土交通省」では、0.13、0.18、0.25、0.35、0.50、0.70、1.00、1.40、2.00の中から1.0（細線）：2.0（太線）：4.0（極太線）の比率で使用することとなっています。

上記比率の組み合わせは、以下の5通りあり受注者毎に異なる組み合わせで図面作成の可能性があります。香川県基準（案）では、組み合わせを指定する予定はないのでしょうか？

望ましい組み合わせとしては、4・5案と思われます。

- 1 0.50（細線） 1.00（太線） 2.00（極太線）
- 2 0.35（細線） 0.70（太線） 1.40（極太線）
- 3 0.25（細線） 0.50（太線） 1.00（極太線）
- 4 0.18（細線） 0.35（太線） 0.70（極太線）
- 5 0.13（細線） 0.25（太線） 0.50（極太線）

指定までは行いませんが、ご指摘の趣旨を踏まえ、参考として表示することを検討します。（今回の要領では未対応）

Q 3 : レイヤー及び図面ファイル

「C A D 製図基準 (案) 国土交通省」では、道路編、構造編、河川海岸砂防編に区分し、使用レイヤーも規定されていますが、該当しないものは適宜発注者担当と協議の上決定するのでしょうか？それとも、香川県基準 (案) で規定されるのでしょうか？

或いは、発注者担当への事後報告で良いのでしょうか？

例 構造編 橋梁詳細設計 地覆配筋図 (該当するファイルが無い)

香川県基準 (案) での規定は当面行いません。事前協議時確認または事後報告とすることを検討します。ご質問中の事例では、床版図 (構造図 SL) の一部として取り扱うことは不可能でしょうか？

( 配筋図 (橋台配筋図 R A、橋脚配筋図 R P、基礎配筋図 R F) で D-STR-STR1 レイヤーを使用する。鉄筋線 (鉄筋加工図) を床版図の D-STR-STR1 (鉄筋線) に該当させる。)

Q 4 : 図面表記方法

橋梁構造物等の表記について「C A D 製図基準 (案) 国土交通省」では、具体的な表記方法の記述がなされておらず、「土木製図基準 (土木学会)」に基づき表記しますが、「土木製図基準 (土木学会)」に具体的記述が無い項目については、「土木C A D 製図基準 (案) 電子化基準策定小委員会 (土木学会 情報利用技術委員会)」に従って図面表記しますが、よろしいのでしょうか？

「具体的な表記方法」とは、土木C A D 製図基準 (案) の「3-1 鉄筋の表示」や各図の尺度、記載事項の備考欄 (構造図は左上に平面、右上に断面図 ...) 等を指しているものと思われませんが、ご質問の対応で結構です。

Q 5 : 使用フォント

変換後の不具合などを防止するため、M S 明朝・M S ゴシックが望ましいと思われませんが、香川県基準 (案) でどちらかに特定することを考えられているのでしょうか？受注者の独自運用でよろしいのでしょうか？

或いは、受注時及び図面作成段階に、発注者担当との協議で決定させる

のでしょうか？

現段階では香川県基準（案）での特定は考えておりません。ただ、ご指摘の文字化けの問題は確かにありますので、運用を見ながら検討したいと考えます。

#### Q 6 : オリジナルファイル形式

素案では、オリジナルファイル形式が「DWG」となっていますが、他形式とする場合最終決定は誰が行うのでしょうか？  
やはり発注者担当との協議時にとり決めるのでしょうか？

最終決定は担当者が行いますが、CAD データ形式の選択肢は「p21」「sfc」「dwg」「dxf」に限ります。特に「dxf」では、誤変換は高確率（ほぼ必ず）で発生するため、再使用は困難と思われれます。県の考えとしては、基本は「sfc」で、その誤変換時の担保用に「dwg」あるいは「dxf」を提出していただく予定です。

測量 設計 施工のサイクル内で、現段階で最も流通し易い組み合わせを今後とも検証し、変更していく予定です。

#### Q 7 : S X F ファイルの確認

S X F ファイルは、国土交通省対応のチェックシステムでチェックし、S X F ファイルへの変換後に S X F ブラウザで確認し納品します。  
S X F ブラウザで、レイヤー、線色などが閲覧可能で基準を満たしておれば使用に際し問題無いと考えております。以上の対応により、閲覧不可能な場合には電子データの破損及び閲覧ソフトの問題しか考えられなくなります。  
以上の対応方法でよろしいでしょうか？

「国土交通省対応のチェックシステムで…」は p21 形式でのチェックをした後、SFC に変換、その後 SFC ファイルを S X F ブラウザで確認すると言う意味でしょうか？現段階では、こういったチェックを行うしかないと思われれます。

質問1 発注図書等の受領は、"入札情報システム"で出来るようになるのか？

趣旨：

9/21の説明会では、PPT13頁のところでは"設計書は従来とおり"との説明がありました。

現在、東京都の電子入札システム（NECが開発）では、発注図書のDLが電子入札システムにて、出来るようになっていきます。

貴県電子入札システムでも、"移動コストの軽減"のために、発注図書のダウンロードができるよう、早期に対応していただきたい。

（参考）

東京都電子入札練習HP（東京都）

・ <http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/html/navi/index.html>

四国地方整備局 入札説明書等ダウンロードシステム

<http://necsas.skr.mlit.go.jp/index.htm>

システム上は入札情報システムで添付可能としています。現在、発注図書の閲覧で主に支障になっているのは以下の3点です。（特に がネック）

積算データの標準フォーマット

システム上 csv で出力するのが現実的です。ただ、利用を考えた場合、csv では困難と思われます。

CAD 図面容量

ネットワーク環境の制約から大容量の図面添付は行えません。（業務の場合は大丈夫かと思われます。）

電子データの著作権等保護

位置図については、著作権上地図データとして再利用できる形での提供が困難です。

質問2 電子入札システムの特徴--> 県の案件と市町の案件を、同じ画面で操作可能とあるが同一画面か？

"調達案件一覧画面"や"入札状況一覧画面"で、"高松土木"と"善通寺土木"と"高松市"から"同一案件名称"があった場合に、"各一覧表示"画面の各案件毎に"発注機関・発注組織"を表示させるようになっていない。

どのように、"県の案件と市町の案件を、同じ画面で操作可能"とするのか？

趣旨：異なる"発注機関・発注組織"の案件を同じ画面で操作させるのであれば、"誤認"や"操作ミス"をしないように"画面表示方法"・"操作方法"を配慮願いたい。

以上参考まで

受注者画面は、国土交通省版と同様に、検索から入ります。ただこの場合、「全ての組織」を選択すると、県・市町全ての情報が一覧表示されます。一覧表では、表示スペースの物理的制約から発注機関名を表示できませんが、工事・業務名をクリックすれば、詳細表示で発注機関が表示されるため、確認はこれによる他、検索画面で必ず発注機関を選択するという運用を身に付けていただきたいと思います。逆に、県と市町が同一画面で表意される場合の「誤認」や「操作ミス」はどのような場合（ミス）を想定されているのでしょうか？

「CADデータに関して」

SFCとDWGの両方を提出となっておりますが、上記のことから、XMLに関してはSFCのみとすることが望ましいと存じます。

電子納品支援ソフトでCAD図面のXMLを両方書くということは、煩雑だけでなく、作成方法から異なり作りにくいのが現実です。

XMLはいわば目録のようなものであることを思えば、XMLの入力情報が同じで、同一のファイル名を付与することを思えば、二重の作成は無意味以外の何物でもありません。

農林水産省の香川農地防災事業所もDWGとP21の両方を求めています。DWGに関しては、DWGのフォルダをDRAWINGの中に設けてP21と同一のファイル名をつけています。XMLはP21に関してのみです。

**XML管理項目については、SFCのみに適用することで調整しています。**

「PDFの容量に関して」

5MB程度の最大容量と規定していますが、国土交通省もこの規定を外してきています。Eメールの容量制限からよるものですが、必要な部分を抽出して送付すれば済みますので、PDFファイルの分割は容易ですが、そのファイルの相互リンクを貼るということは、非常な手間になり、またファイル数も増えてきます。必要部分を抽出して送付すれば済みますのでこの規定ははずしたほうが望ましいと存じます。

**県内部のPCのスペックから現在の5MB制限の案としていますが、原則10MBとし、協議により5MBとする方向で検討します。**

「発注図に関して」

香川県サイドで、どのレベルのCADデータを施工業者にお渡しをするのでしょうか。

もちろんCAD製図基準に沿ったものでエラーのないデータだとします。

ただSFCですとチェックシステムでのレイヤー名のチェックがされませんので、本当に正しいかどうかは目視によります。

設計段階からの変更で、ファイル名の頭のDからCにはもちろん変わっていること存じますが、レイヤー名の責任主体も変えているのでしょうか。

それは施工業者にさせるのでしょうか。

**レイヤ名の責任主体も発注者側で変更する方向で調整しています。**

香川県電子納品要領への意見提言について

対象書類名	頁	意見・提言	理由	見解
建築事業に係る電子納品運用ガイドライン(素案)	6	オリジナルファイル名(図面ファイル)の記述 ガイドラインでは、SXFの記載が無いが、CAD要領では原則SXF(P21)となっており、DXFなどを併せて納品となっている。	ガイドラインとCAD要領の整合がとれていない。	ガイドラインは序文にあるとおり、当面の運用上の取扱いを定めたもので、基準(案)より幅広い適用も可能とするべく定めたもので、この趣旨から整合はとれていると考えます。また、県が調達するCADソフトが未定であり、おそらく土木部門と同じ製品となる見込みであるため、さらに、JWwinでのsfc出力もできるだけ認めたいという事情もあり、こういう内容になっておりますが、今後、実効性を考慮した改訂は十分考えられます。
(参考)電子納品・情報共有にあたっての留意事項	1	発注図面のファイル名の変更要領では半角英数字8文字以下として受注者が自由に設定してよい。 となっているので、発注図面作成の際の留意事項ファイル名頭字をDからCに変更する記述は不要ではないか。	-	ガイドラインは序文にあるとおり、当面の運用上の取扱いを定めたもので、基準(案)より幅広い適用も可能とするべく定めたものです。この項目は、県の受付、検査等の支援システムが土木部門と共通であるため、合わせられるものは合わせた結果ですが、今後、実効性を考慮した改訂は十分考えられます。
"	7	図面ファイル形式 SXF(SFC)とオリジナル形式と記載されており、CAD要領では原則SXF(P21)となっており、DXFなどを併せて納品となっている。	ガイドラインとCAD要領の整合がとれていない。	ガイドラインは序文にあるとおり、当面の運用上の取扱いを定めたもので、基準(案)より幅広い適用も可能とするべく定めたもので、この趣旨から整合はとれていると考えます。また、県が調達するCADソフトが未定であり、おそらく土木部門と同じ製品となる見込みであるため、さらに、JWwinでのsfc出力もできるだけ認めたいという事情もあり、こういう内容になっておりますが、今後、実効性を考慮した改訂は十分考えられます。
"	10	"DWG、DXF、JWC、JWW形式"について"基準外のファイル形式"としてエラー表示される場合がある。  "DWG、DXF、JWC、JWW形式"および"SFC形式"について"基準外のファイル形式"としてエラー表示される場合がある。	国土交通省のチェックシステムの場合、p21形式以外はエラーとなります。ポイントで記載しているsxfのみとあるがsfcではエラーとなります。	ガイドラインは序文にあるとおり、当面の運用上の取扱いを定めたもので、基準(案)より幅広い適用も可能とするべく定めたものです。この項目も、県の受付、検査等の支援システムが土木部門と共通であるため、合わせられるものは合わせた結果ですが、今後、実効性を考慮した改訂は十分考えられます。
"	11	図面納品(業務) ここは業務成果の記述であるので、"トレーシングペーパーに印刷し、押印の上、提出する。この場合、トレーシングペーパーの外に紙で提出する必要はない。" のみの記載でよいのではないか。故に、折り方検討の記載も不要。	検査も紙で実施するとのことであるので、検査合格の図面内容と電子データが同一かどうかの整合性チェックのしくみを担保しておくことが望まれます。	建築士法第20条の規定を受ける設計図書については、記名及びなつ印が必要であるため電子データのみでの納品はできません。それ以外の納品については、土木に合わせた結果です。また、意見のとおり電子データとの同一性は望ましいことですが、記名及びなつ印した設計図書が正本となります。また、綴じ方の規定は、実施設計業務の成果図書については除く、というつもりですが、文章表現も含めこの項目は現在検討中です。

香川県電子納品要領への意見提言について

対象書類名	頁	意見・提言	理由	見解
策定要旨9.15	2	ソフトウェア情報の記載	空欄でも可。としているが、電子納品要領および付属資料では条件付き必須となっている。	策定要旨は、基準類整備の基本方針として最初期に策定したもので、取扱い要領等ではありません。県の受付、検査等の支援システムが現在開発中であり、建築部門の要望として伝えてありますが、土木部門と共通であるため、今後、実効性を考慮した改訂は十分考えられます。
"	2	CADデータオリジナルのみ納品	CAD要領では原則SXF(P21)となっており、DXFなどを併せて納品となっている。	策定要旨は、基準類整備の基本方針として最初期に策定したもので、取扱い要領等ではありません。ガイドラインを参照ください。
建築工事電子納品要領	4	表2-3の注記で下線により、オリジナルファイルも併せて納品すべき資料を明示している。しかし、P10のINDEX_C.XMLの必須項目で施工計画書・工程表などはオリジナルファイルの納品が必須となっている。同様に納品要領付属資料とも不整合である。	XML管理項目の記載について不整合です。例えば、施工計画書・工程表などのオリジナルデータを求めないのであれば、図2-1のORGフォルダの記載を削除するほか、表3-1の必要度を任意に変更し、付属資料P9,10の記入必要度を変更する。DTDも変更が必要です。	電子納品が必要なものは、ガイドラインで定めており、当面は、ガイドラインで運用します。従って、その内容に応じたXML,及びその定義DTDを作成する必要があります。また、納品要領(案)と付属資料との整合は取れるよう調整を続けております。